

コンプライアンス規程

(目的)

第1条

本規程は、コンプライアンスの取り組みに関し基本的事項を定めることにより、当社のすべての役員及び従業員等が法令等を遵守すると共に、高い倫理観を保持して事業活動を進める態勢を確立し、もって適正な事業運営と健全な組織の発展、延いては社会への貢献を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

本規程において「コンプライアンス」とは、当社に適用される法令・条例・規則、当社と他の団体等との契約・協定、当社の役員・従業員等に適用される社内規程（以下「法令等」という。）に基づき、高い企業倫理観を保持しながら事業活動を進めることをいう。

(役員及び従業員等の責務)

第3条

1 役員及び従業員等は、法令等を遵守することはもとより、企業倫理の重要性を十分に認識し、社会の一員としての良識と責任をもって事業の実施に努めなければならない。

2 役員及び従業員等は、次の行為を行ってはならない。

(1) 自ら法令等に違反する行為をすること

(2) 当社の他の役員、従業員等又は当社と請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員及び従業員等（以下「外部協力者等」という。）に対し、法令等に違反する行為を指示、命令、教唆又は強要すること

(3) 当社の他の役員、従業員等又は外部協力者等が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認すること

(コンプライアンス委員会)

第4条

1 当社は、コンプライアンス推進体制の責任者として代表取締役を任命する。事案により代表取締役が責任者としてふさわしくない場合には当社顧問弁護士を責任者として任命する。

2 代表取締役は当社顧問弁護士と協議してコンプライアンス体制の維持推進を図る。

3 代表取締役は、コンプライアンス違反行為があったと認められた場合、又はその発生するおそれがあると認められた場合（以下「コンプライアンス違反行為等」という。）、当社顧問弁護士と協議し、必要に応じて業務の緊急停止や改善命令を発するよう促すことができる。

4 代表取締役はコンプライアンス責任者として次の権限と義務を有する。

(1) 本規程及びコンプライアンスに関するその他の社内ルールの制定及び見直しを行うこと

(2) 当社のコンプライアンスに関するすべての役員・従業員等に対する調査・指導・助言を行うこと

(3) コンプライアンス委員会事務局において、コンプライアンス違反行為等に対する相談や通報を受け付けること

(4) 当社のコンプライアンスに係る通報・相談をした者（以下「通報者等」という。）への回答をすること

(5) その他、当社のコンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項

(通報・相談窓口等)

第5条

1 当社のコンプライアンスに関係する通報・相談を受け付けるため、常設の通報・相談窓口を、下記の当社顧問弁護士方と定める。

記

〒727-0012

広島県庄原市中本町1-3-1 渡辺ビル2階 三浦益隆法律事務所

電話 0824-74-6310

FAX 0824-74-6311

弁護士 三浦益隆

以上

2 当社のコンプライアンスに関する緊急事態が発生した場合、又は第1項に定める通報・相談窓口が正常に機能しないと見込まれた場合（以下「緊急事態等」という。）は、代表取締役がが通報・相談を受け付ける窓口となる（以下、第1項に定める常設の窓口と併せて「通報等の窓口」という。）。

(通報・相談の義務)

第6条

役員及び従業員等は、コンプライアンス違反行為等を知ったときは、速やかに通報・相談を行わなければならない。

(通報・相談を行うことができる者)

第7条

前条に定めるもののほか、通報・相談を行う前に退任した役員、通報・相談を行う前に退職した従業員又は契約が満了した従業員及び外部協力者等についても通報等の窓口を利用することができるものとする。

(通報・相談の方法)

第8条

1 通報等の窓口の利用方法は、電話、ファックス、書面及び面会とする。ただし、面会の場合、事前の予約の上、行うものとする。

2 通報等の窓口は、匿名での通報等であっても受け付けるものでなければならないが、匿名による通報者等は、以下の制約があることを了承するものとする。

(1) 匿名とする理由を明らかにしなければならないこと

(2) 匿名であることから、コンプライアンス違反行為の特定ができないこと等により調査及び対応を実施できないことがあること

(3) 回答するときの連絡方法等を示さなければならないこと

(調査)

第9条

1 通報されたコンプライアンス違反行為等に関する事実関係の調査は、当社顧問弁護士が行う。

2 通報された内容に重大な不備があつて調査が困難な場合、又は通報された内容が軽微な問題であつて当社顧問弁護士による調査・協議を要しないと判断される場合には、通報等の窓口は、当社顧問弁護士による調査・協議を経ることなく、通報者等へ回答をすることができる。

3 第2項の回答が行われた場合、通報等の窓口はその事実を代表取締役へ報告し、その事

後承諾を得なければならない。

(協力義務)

第10条

当社の役員及び従業員等は、通報された内容等に関する事実関係の調査に際して、当社顧問弁護士から協力を求められた場合には、他の業務に甚大な支障が生じない限り、その調査に全面的に協力しなければならない。

(是正措置)

第11条

1 調査の結果、コンプライアンス違反行為等が行われたことが明らかになった場合には、代表取締役は当事者への指導・助言を行うと共に、必要に応じて勧告を行って緊急停止・改善命令を発するよう促し、速やかな是正措置を講じなければならない。

2 コンプライアンス違反行為等を行った者が代表取締役であった場合、当社顧問弁護士はその事実を従業員に報告し、可及的速やかに是正措置が講じられるよう、然るべき対応を促すことができる。

3 第1項及び第2項に示す是正措置が講じられた後又は講じられる見通しとなった後、当社顧問弁護士は再発防止策を取りまとめ、すべての役員・従業員等に対する指導・助言を行わなければならない。

4 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(通報者等の保護)

第12条

1 会社は、通報・相談をしたことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 会社は、通報者等が通報・相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 会社は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、それを行った者に対する処分を課すことができる。4 第1項から第3項の定めは、第15条の不正な目的により通報を行った者には適用しない。

(個人情報保護)

第13条

1 コンプライアンス委員会及び内部通報に関係するその他の関係者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報について、本人の事前の了解を得ることなく第三者に開示してはならない。

2 第1項に違反した者がいた場合、会社はその違反者に対して処分を課すことができる。

(通知)

第14条

代表取締役は、通報されたコンプライアンス違反行為等に関する調査結果及び是正結果等について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、それを遅滞なく通報者等に通知しなければならない。

(不正の目的)

第15条

1 役員及び従業員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する目的その他の不正な目的での

通報・相談を行ってはならない。

2 調査により、通報者等が第1項に示す不正な目的による通報・相談を行ったと認められた場合は、会社は当該通報者等に対し処分を課することができる。

(通報・相談を受けた者の責務)

第16条

通報等の窓口に限らず、通報・相談を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応し、通報・相談が適切に行われるよう協力しなければならない。

(調査等)

第17条

当社のコンプライアンスに関する通報・相談があった場合は、軽微な相談事項を除き、遅滞なく当社顧問弁護士で調査・協議を行い、その結果を通報者等に回答しなければならない。

(社内処分)

第18条

1 調査・協議の結果、コンプライアンス違反行為等が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対する処分を課す。

2 コンプライアンス違反行為等が未遂によるものであったとしても、明確な意思に基づいて行われるおそれがあったと認められた場合は、第1項に示す処分を免れることはできない。

3 第1項に示す処分は、違反者の立場に応じて取締役会や代表取締役等を通じて下される。

4 第1項に示す処分が下されたときは、その結果を社内で通知すると共に、社会的な影響が甚大だと認められる場合には、社外にも公表する。

附則 この規程は、令和3年1月1日から施行する。